

私がみてきた 社会党の防衛政策

——前田哲男氏に聞く（下）



——6つのポイントに分けてお話をいただきましたが、自由に質問をいただきたいと思いません。ただ、この順番もある程度踏まえてやっていただいたほうがいいのではないかと思います。社会党との関わりというところから始まり、60年安保闘争の評価、自社の政策論争の問題、非武装中立政策、違憲合法論、最後に自社ともにこの憲法をめぐる政策をどう見るのかということです。お話の中でも何回か出ていましたが、外から内からというふうに言われました。外から社会党の安保、防衛政策をご覧になってジャーナリストとして関わったということですが、中からというのはどういうことでしょうか。それこそ関わり方ということで、もう少し具体的にお話をしていただければと思います。

社会党の安保・防衛政策とのかかわり

前田 1972年に「社会新報」に書く機会を得て、77年までの間に、米軍・自衛隊基地のルポ、安保条約に関する動きについて連載記事を掲載しました。無署名です（前号の略歴を参照）。当時は電子メールもファックスもない時代でしたから、原稿を書き終わると持っていかなければなりません。機関紙局は4階でしたが、そこに原稿を持っていきました。企画打ち合わ

せから原稿料をもらうときまで、週に3回ぐらい行くことになります。いろいろ顔見知りになる関係ができました。

国民運動局に牛越公成さんという書記がいました。それから、政策審議会には丸山浩行さんという書記がいて、この2人と一緒に「基地通信」という、基地問題の動きに関するニューズレターをつくることもしました。当時はニューズレターという言葉はなくパンフレットとか言っていたのですが、私が全国を飛び回り新報編集部に入入りし打ち合わせしているのを、機関紙局と国民運動局は隣同士でしたから、牛越さんが聞いたのでしょうか。彼は沖縄によく行っていましたし、私も沖縄に行って向こうで会ったりして知り合いだった関係で、基地の動きを社会新報よりもっと深く、もっと長く書いて基地の活動家に配りたいので手伝ってくれといわれたわけです。ボランティア仕事ですが、賛同して、それに丸山さんも入ってきた。彼は立川に住んでいて、当時、米軍立川基地の返還問題があった。そこで基地の活動家に向けたニューズレターを3人が中心になって出すことになったのです。これは若干社会党の活動の一部になっているという意味で党内的なものですね。

その後、上原康助さん（前号参照）のゴース

本稿は、2013年9月29日（日）、法政大学市ヶ谷キャンパス会議室にて行われた社会党・総評史第9回研究会の記録である。事前に前田氏宛に送付した質問に答えていただいた部分（前号）と質疑応答（本号）とに分けた。読者の便宜を考慮し、中見出しを付した。（木下 真志）

トライターみたいなことをやりました。

——ゴーストライターということは、例えば演説だとか報告などの下書きをされるというようなこともあるのですか。

前田 そうです。上原さんの国会報告や講演会の記録をつくったり、選挙ビラを書いたり。もう一つは綱領的文書「平和の創造」です。安保、自衛隊部門の執筆責任者が上原さんでしたから、第1案は私が書きました。

——個人的なつながりということで、例えば政審のメンバーとして参画したとか、あるいはブレーンとして処遇されたとかいうことではなく、基本的にはジャーナリストとしての協力で、政策形成などに関与したという場合も個人的なつながりだったというふうに理解していいわけですね。

前田 はい。「新報」の記事で原稿料は受け取りましたが、そのほか嘱託料とか、そういうのはありませんでした。ずっとあと、委員長が山花貞夫さんのときに影の内閣、シャドーキャビネットをつくったときのメンバーにもなりましたが、そのときもお金の問題は一切ありませんでした。ですから、自分の受け止め方としてはボランティア的アドバイザーです。

——派閥との関係で言えば、江田三郎派との関わりが大きかった。

前田 今にして思えばですね。当時の私は、そもそも社会党の派閥にあまり関心がなかったのですが、社会新報編集部は江田派でした。

温井寛さんが機関紙局に来て私は“ページ”され、以後書けなかった。温井さんと個人的な関係は悪くはなかったけど、あの人にも立場があったのでしょ。ですから、江田派の時代です。でも牛越公成さんは勝間田派ですから、彼とは安保・基地問題に対する考え方は変わらなかった。(前田補注：その後すこし名が売れてきて、社会新報や『月刊社会党』に名前入りで

登場する機会ができたが、それは「談話」や土井たか子委員長、伊藤茂政審会長の「対談」相手としてであった)

——特定の派の政策とかカラーとかに引かれてというよりは、やはり個人的な付き合いや、あるいは機関紙局に出入りしている関係で、たまたまある特定の派閥と付き合いのような形になったと考えていいわけですね。

前田 そうです。非常に幸運な結果だと思います。私は非武装中立(正確には非同盟中立)という社会党の政策に関心もありましたし、同調していましたので、それを現実の政策提起のなかで生かすような人たち、江田さんがそうですし、機関紙局がそうでした。ですから、私が書く記事にクレームが付いたことは一度もありませんでした。また、ここに行きたいというような企画に関しても自由に任せてくれました。もっとも、先述したとおり、社会新報に「論」を書いたことはありませんが。

合憲論と非武装論とのかねあい

——違憲状態脱却過程合憲論というのは、原稿は残っているのですか。

前田 岩波新書『自衛隊をどうするか』(1992年)に「最小限防衛力」への転換として輪郭を提起しています。この本は政治学者の浅井基文さんと新藤宗幸さんと3人で、討論をし、ペーパーを出し、お互いに手を入れながら書いたものです。分担とか区分は入り混じっていますが、ここに出ています。それ以前に、『世界』(岩波書店)1991年8月号の私の論文「合憲自衛力への3条件」で、「構造的非攻撃性」「総合安全保障」「クモの巣型防衛力」をモデルに、そのことを書きました。その部分は、申し上げたとおり「平和の創造」の第1稿、私の素案では、プロセスの部分に図表も含めて採用されていたのです。政権獲得の前提となるところであ

り、そのためには現存する自衛隊を“負の遺産”としてであれ、引き受けることをはっきり言わなければならないと。

—それは前田さんが非武装中立政策を強く支持しているということと矛盾しないのですね。実現に向かっていくプロセスにおける理論として出したということですね。

前田 そのとおりです。ともかく、こういう現実を“負の遺産”として引き受けなければ政権はとれない。革命というようなことを考えればまた違うことになるでしょう。軍隊を乗っ取るロシア革命型もあります。しかし、選挙と議会を通じて社会主義に移行していくというプロセスを追求する以上、政権をとった瞬間、自衛隊が現実存在する状況と直面しなければならない。首相就任後の一連の行事の一つとして、たとえば制服トップの統合幕僚会議議長から「長期防衛計画」の報告を受けることもある。そこで「自衛隊は違憲だから会わない」とはいえない。でも、「違憲の存在」に固執するなら、会見を拒否しなければならない。それはマンガチックですが、ともかく政権をとればそういう現実と直面しなければならない。違憲であれば違法、違法であればその存在は許されないということになるわけで、そのジレンマで身動きできなくなってくる。

学問の世界なら、自衛隊の違憲性は明白だとして、「違憲・無効」とすることもできるでしょう。しかし、現実の政治でその手法はとれない。それは25万人の“武装無法集団”と名指し、“法の外”に置くことになる。部分違憲（ある装備、ある任務、ある日米演習について）、ないし違憲状態（「防衛力の上限」）宣言が精いっぱいでしょう。否定されるべきものとしてであれ、現実に存在するわけだから、いったん引き受ける。しかし、引き受けた時点から、新政権の政策の方向にしたがって「縮小・改

編・合憲化」の方向に位置づけられている。それが「脱却過程合憲論」で、「違憲合法論」とは少しちがう（憲法解釈ではなく、憲法政策としての）動きが入っている。

—それと、いまだに非武装中立政策を支持していて、社民党も支持されているということですが、例えばSPD（ドイツ社会民主党）の「バード・ゴードスベルク綱領」とか「江田ビジョン」とか「石橋構想」をもし採用して社会党の政策が現実化していたら、社会党はもっと長生きしただろう、いまだに議席が多いだろうというお話と、非武装中立政策を前田さんがいまだに支持されているというところとは矛盾しないのですか。

前田 非武装中立という言葉をどのように理解するか、また、どう定義するかということと関わりますが、「非武装」と「無武装」とは違うと思います。私が考える「非武装」はあくまで、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」という憲法第9条の文脈の中で捉えた非武装です。憲法第9条2項は、自衛権そのものや、そのもとの、法執行手段としての武力ないし実力まで禁じた「無武装」規定ではない。

かりに海上保安庁という法執行機関を取りあげてみましょう。大型巡視船は40ミリ機関砲を装備しています。これは「大砲」です。2001年の「奄美沖不審船事件」では、北朝鮮の工作船と思われる船を撃沈させましたが、（社民党もふくめ）だれもこのことを「武力の行使」とか「交戦権」とは考えなかった。警察機動隊だって、キャタピラは付いていないが、戦車と見まがうばかりの装甲車を持っています。これもむき出しの「公権力」だが「戦力」とはいわない。だから、「その他の戦力」は「無武装」を意味するものではなく、「非武装」概念とは区別すべきでしょう。したがって「国土防衛機能」というか、いま尖閣諸島の領海警

備が問題になっていますが、巡視船による「領海法」執行行動を含め、国土を防衛するための警備能力のような実力は、私は「非武装」の内側、つまり第9条違反ではない警察力の延長に入ると考えています。constabulary（軍隊的能力をもつ保安隊ないし警察）のような「最小限防衛力」は非武装と背反しない。

「中立」政策も、「日米安保条約」へのアンチテーゼであり、軍事同盟に加わらない、「集団的自衛権の行使」にわたるような軍事的協力関係には入らないという意味での「中立」です。決して「東アジア共同体」のような地域集団安全保障を否定するものではないと理解しています。そのような共同体は「不戦同盟」なのだから、むしろ「非武装」の実力をより低レベルに押し下げる要因となるでしょう。

それも含めて非武装中立という社会党の看板でもあった政策が、現実状況に照らして再定義されたり議論されなかったことが不幸でした。“ユートピア”とか“空想的”との批判に反論しなかった。私はそう理解したうえで、今でも「非武装中立」は「東アジア共同体」と矛盾するものではない、また、自衛隊の一部を「国土警備隊」のような、軍隊でない公権力執行組織に転換させることも矛盾しないと確信しています。

—その場合に、非武装は無武装ではない、一定の国土警備隊的な武装も可であるということ、これは軽武装中立というようなことではいけないのですか（笑）。この軽武装の「軽」は、憲法で禁止されている戦力と言われるようなものまでには至らないレベルの武装である。

前田 それは外から見た表現、形容の問題であって本質論ではない。先に述べた「外に出ない軍事力」「目に見える専守防衛」（構造的な非攻撃性）を実践できるなら、近隣国からの「軍事大国化」批判や、「9条を持ちながら」という

声に、実態的に応答できるし、また、9条2項との矛盾も解消できる。アジアの外れにあり、島国でもある日本は、「渡洋能力の有無」という一線によって「重武装」「軽武装」「非武装」の違いを、かなりうまくデザインできるのです。

—そのように定義をすれば、今おっしゃられたこととそれほど変わらなくなると思います。

前田 変わらないですね。

—ところが、国民から見れば、非武装イコール無武装、まったく武装をしないと受け取られる場合がある。だから、将来的にはどうするかという問題は別として、出発点でいえば、自民党ハト派、リベラル派、あるいは保守本流派がやったような解釈改憲の理解で、自衛のために必要最小限度の武力の保有は（現状を上限として）是認する。それはもう存在しているので、それを前提として将来の軍縮構想を考える。そのような議論はあり得たんじゃないかと思うのですけれど、社会党はそういうことは主張しなかった。

前田 そのあたりは自民党のリベラルとも越えがたい一線があったでしょう。一方、社会党のほうも「非武装」を語義どおり「無武装的」に定義してきた。そこにとどまって、外交努力や「不戦同盟」結成などと結合させてダイナミックに理解し、政策化するということをしませんでした。「非武装は無武装じゃない」ということも主張しなかったし、非武装でも海上保安庁のような組織によって領海および国土防衛は可能なのだと説明しなかった。

だから、84年国会での「石橋一中曾根論争」、中曾根康弘首相と石橋政嗣委員長との討論で、中曾根さんから「降伏主義じゃないか、あなたは」と反論される。要するに「レッテル貼り」で石橋さんは負けてしまった。あの討論

全体で石橋さんは負けてはいないと思うけれど、石橋さんは「非武装」のリアリティあるレッテルを持っていない。中曽根さんに「非武装中立は降伏主義だ」と批判されると、中曽根軍拡論に投げ返すものを石橋さんは持っていなかった。石橋さんは社会党委員長ですからみずからの責任でもあるわけだけど、党として降伏主義に反論するようなブランドというか、レッテルがなかった。「重武装」と「軽武装」という区分でない「非武装」の時代に沿った再定義、私は「外に出ない防衛力」とか「目に見える専守防衛」と名づけましたが、日本は「非武装」をデザインする恵まれた自然環境にある。社会党が意欲を持って取り組めば、モデル化できたはずです。

——そここのところの具体化が非常に弱かったのだと思います。

前田 そうですね。

——先ほどの議論の中でも紹介されたように、防衛力の上限を示せと言いながら、出したら、それ自体に対して撤回しろというふうに要求した。

前田 本来であれば、社会党のほうから、まず「軍拡の上限」に歯止めをかける、同時にそれは「違憲状態脱却過程」の第一歩になるわけです。社会党のいう「非武装」の内実を示す、現行憲法下でもここまでは許容の範囲、非武装の範疇という基準を国民に知らせる機会だった。非武装でも安心できる自衛力の範囲を社会党の側から打ち出す場だったのに残念でした。国際的に見ても、コスタリカが「非武装」モデルとしてよく引き合いに出されますが、あの国にも、強力な武器・装備を持った陸・海・空の「国境警備隊」が存在しているわけであって、外敵の侵入に対して完全無防備ではない。軍隊ではないが国境警備隊としてのconstabulary、強力な警察力が存在しています。そういう脈絡

で「コスタリカ・モデル」を使えば説得力があったでしょう。

海上保安庁も「コスタリカ・モデル」で説明できる。装備は軍隊類似であるが、国際法的には、「国連海洋法条約」に言う「軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶」の后者に該当する海上警備力だ。そこを最小限防衛力の基準にしよう。日本周辺で予想される一定程度の武力攻撃に対し、対応可能な最低限度の実力としてこの程度は許容される。しかし、現状の自衛隊はそれをはるかに超えているからここまで減らす、まずイージス艦、F-15戦闘機は廃棄する。しかしヘリコプターは、たとえ攻撃ミサイルを積んでいても、渡洋攻撃能力（敵地を攻撃し帰還する能力）がないから当面保有する、といった具体的な軍縮の優先順位を示せば、防衛論争はもっと実りがあつたのではないかと思う。石橋さんが1966年に提起した「石橋構想」を進展させていけば、中曽根さんに「降伏主義じゃないか」という形でやられることはなかったと思います。

そこが理念政党としての社会党の限界であったのかもしれませんが。現実的な政策を提起して国民に選択肢を示すということを、憲法第9条とか憲法の防衛政策に関してはついにし得なかった。

先ほど「爆弾質問」で言いましたが、たとえば榑崎弥之助（1920～2012）さん、岡田春夫（1914～91、爆弾男・オカッパルの異名、衆議院副議長）さん、大出俊（1922～2001）さんたちは、F4ファントム戦闘機が導入されるさい、爆撃装置は専守防衛と相いれないので外させるというようなことをやった。これは政策修正です。また、F1支援戦闘機を開発する予算案審議のときもそうです。「支援戦闘機」とは要するに戦術爆撃機、攻撃機なのです。能力は、西日本に置くと、爆弾を積んでピョンヤン

を往復できる。そこで社会党の追及で航続距離が短くなった。個々の兵器でそういうことをやった例はいくつかあります。社会党が頑張ったおかげで、他国に脅威を与えるような兵器をそうさせないようにした。兵器の導入そのものはキャンセルさせられなかったけれども、爆撃機とか火器管制装置を下ろさせるとかいうことはありました。

ただ、それが全体構想にまとめ上げられることはなく、先ほどいったように、装備論になると“敵の土俵”に引きずり込まれるのでやらない。文民統制にかかわる「三矢研究（自衛隊統合幕僚会議が作戦研究で極秘に行っていた机上作戦演習）」事件（1963年）のようなことも、あまり踏み込んでいくと、逆に、じゃ国会に常設の「防衛委員会」を設けたらどうだというふうになってやぶ蛇になるので、あまり突っ込まない。そういう変な内向き思考にとらわれていて、それを破れなかった悔しさというのがあります。

社会党の政権獲得意欲

——社会党は政権を引き受けないというか、引き受けるつもりはなかったというふう考えたほうが……。

——政権とか、プラクティカルに政策決定に参加するとかいうことは、基本的にはしない。解釈改憲もいけない。やるのが非常に字義どおりの護憲と、あとは冷戦の中に巻き込まれない。この二つを、正規に参加していないので外側からいつもチェックする。そういうことが社会党の存在理由であるということ、主観的に思っているか思っていないかわからないけれども、それでいいのだと。そういうことを感じられませんか。よく分からないんですけど。

前田 それは私には局外者ですから何とも言えません。でも、外からウォッチしてみれば、

本気で政権を取る気はこの当時はなかった。先ほども言いましたように、過半数の候補者を立てたことはない（前田補注：これは記憶違いで、過去一度だけあった）。

——なぜ本気で政権を取らなければならないかという前提も外から持ってくれば言えますが、現実の中で言えば、取らなければならない基準は別にないわけで、政権を取らないで憲法を字義どおりに守る。

だから、知識人がもっとプラクティカルにやったほうがいいということ自体が、一種のカリカチュアになるような状況があるわけじゃないですか。つまり、デスパレートな社会党を比較するということが有効なのか。難しいのですが、日本の戦後の在り方というのは、評価をしないのであるがままに考えるとそれででき上がっているというふうに、ちょっと考えられませんか。

前田 どうでしょう。それはむしろ、党に属しておられた方がどのように……。そういう意味で政党というのにはあり得るのでしょうか。

——そういう特殊な政党もあったということじゃないですか。つまり、日本では、政党の定義を、例えばヨーロッパのマックス・ウェーバーの政党の定義か何かで考える。でも日本の戦前の政党に照らしてみると、その定義に合わないわけですね。合わないから悪いんじゃないで、そういうことが一体何であるかということから出発したほうがいい。そうしないとない物ねだりというか、ちょっと違う議論になってしまうのではないかと。何回提言してもだめだったというのは、はじめから引き受ける構想がなかったということなんです。

だけど、それはすごく大事なことで、おかげで解釈改憲のレベルまで済ませてきたという功績があった。機能としてはです。それから、安保についても、NATO（北大西洋条約機構）のような形での展開はしなかったということが

立派だったかどうか分からないけど、それは重要な役割を果たしている。しかしそのことは、政権に参加できないし、しないと断念したこととの関係で達成できたんだという評価もあり得るわけです。

前田 なるほど。

——そこら辺は難しく、物分かりがいい路線が必ずしもリアリティがあるわけではなく、日本の中では、憲法を守るというのがやはり変な話になるんです、論理としては。つまり占領軍のときには、憲法をずっとそのまま守るということはいずれにしても無理がある。だから、ドイツは基本法を後からつくるでしょう。おっしゃったように、つくるときにはまさに普通の政党として変わらなきゃならない。国防はちゃんとやらなきゃならない。自衛はちゃんとやらなきゃならない。そこが日本国憲法というのは、決して悪いのじゃないのだけれども、やはり戦勝国の秩序の中での憲法なんです。だから、敗戦国に自立を持ってもらっては困るというわけでしょう。ただ、占領中はそのことを押し付けられたのだけれども、55年の選挙のときに3分の1の国民が護憲勢力を与えたわけです。だから、あそこで日本国民は日本国憲法を選び取ったということは事実なんです。しかし、もともとそういう憲法ですから、普通の国になるためにはほとんど無理な話。だけど、普通の国になるよりも難しい憲法を守るという役割を社会党はやった。そのためには物分かりがよくなってはいけないということだと思えます。

——非武装中立論というのが、戦後の日本の安全保障を獲得し、憲法を擁護するという点でリアリティがなかったかどうかというのは、これはまた別個に検討しなければならない問題なんです。だから、アメリカと安保条約を結ばずに中立政策で、そして非武装、つまり自衛隊が存在しなかった場合、どこかの国によって攻め

られて、日本の安全が守られなかったというふうに言えるかどうかというと、今から振り返ってみて、必ずしもそうはならなかったというふうには言えるんじゃないか。つまり、非武装中立でも十分に日本の安全は守られた。そういうことはあったんじゃないですか。

しかし自民党との論戦や国民との関係で言えば、社会党に対する信頼感を獲得したり、あるいは政権に参画するような形で勢力を伸ばしていくという点で、どれだけのリアリティがあったかということでは、政策論としてはやはり十分な説得力を持たなかった。だから、ここところは違うと思うんです。

——僕が言っているのは、非武装中立という問題を政策の有効性として議論すること自体、意味があるのかという話です。

——かつての社会党にとっては意味があったと思います。だってこれでみんなに叩かれちゃって、結局、信頼感を失ったという面があったんじゃないかと思います。説得できなかったわけです。

——説得はこんなに長くやったというふうにも評価してます（笑）。だって改憲させなかったわけでしょう。いい悪いじゃないです。憲法を守るというのが、ある意味ではポツダム体制の成果です。それから、非武装というのは冷戦反対の発想です。したがって、憲法を守って、かつ冷戦の中で米ソ対立に日本が巻き込まれないように、非常にそれをミニマムにする。そういう政策的なインプリケーションがあるわけです。

——政策として、です。日本国民が、本当は安保も必要だし自衛隊も必要だけれど、あまりアメリカべったりで、憲法を改正して戦前のようなものも困る。そういうことを考えるときに、3分の1は必ず相手にやるという形で、政策としては非常に見事に展開していた。ところ

が、冷戦が終わって何が大きく変わるかという
と、当時のソ連が攻めてこなくなるという話にな
った瞬間に、非武装も護憲も別に確保しなく
てもいい。そういうふうになったと考えられま
せんか。

——冷戦が現にあった国際環境の場合とそれ
以降とでは、国民の受け取り方が大きく変わ
った。それはあると思います。

——大きく変わった。したがって、社会党も
それほど危機感がなくなった。瞬間的になくな
ったわけですよ。だからだめだったという話で
はなく、この50～60年間もこれだけ保ったの
は非常に大きなコントリビューションである
というふうに僕は考えている。

——それこそ、先ほど前田さんが言われたよ
うに、9条をいけない、いけないというのに
対し、拒否的な、あるいは反対的な抵抗の党
としてそれなりの存在価値を持っていた。し
かし、もはや抵抗というのがあまり意味を持
たなくなったような国際環境の下で、存在理
由を失った。こういうことですね。

——そういうことです。

前田 賞味期限付き政党論というのを初
めて聞きました（笑）。

——政党ってそんなもの。

前田 でも自己規定としての“期限付き
政党論”が成り立つかどうか。その論法で言
われると、私は、国民の受け取り方が大き
く変わった転機は、「冷戦の崩壊」よりも「
戦後世代の交代」のほうだと思います。80
年代に戦争体験を持った教師が教壇から消
えた。同じく戦場に行った労働者が職場か
ら消えた。「戦時中」を体験した世代が社
会の第一線から退場した、その世代こそが
社会党の「非武装中立路線」を支えてきた
のではないのでしょうか。

——政治家もそうですね。

前田 ええ。労働組合が戦争体験を継承しな

くなった。反戦の母体となる記憶の受け皿
でなくなった。冷戦よりこっちの要因のほう
が大きいと思う。社会党が衰退していくの
と同期しています。冷戦終結に先行して戦争
体験も消えていったわけです。社会党は、戦
争体験世代が社会にあったときだけという
限定付きであった。何かさびしいですね。私
は1938年生まれですから、幼児期に戦争を
見ている世代です。少年期から社会党を支
持しました。もっと若い人でも社会党を支
持する層がいると思いますし、期待でき
ると思う。ドイツSPDに見習うべき点
があるのではないかと。

——そうですね。

——だから、もともと政権獲得に向けての
展望を持っていなかったのではないかと。

前田 ええ、もう必要なかったんですよ。

——政権交代などと考えなくてもよくな
ったんです。よかったというのは難しい
のですが、つまり解釈改憲をどんどんやっ
ていくと、どこも同じになるわけです。い
ろいろ言っても、結局、民主党と自民
党の違いがなくなってしまう。いいか悪
いかというと、それはそれでいい
んです。だけでも冷戦時代にそれをや
ったら、もう少し日本は平和的でもな
い国になってしまっていたら、かなり断
言できると僕は思います。

当時の西ドイツをどう考えるかは難
しいけれども、西ドイツとかイタリアは
どんどん軍需産業をやって、売ったり
しているわけです。そういう点で言
うと、非軍事的な政治、経済、社会
は、自民党とせいぜい民主党ぐら
いの違いだ。もっと軍事的にな
った。そういうふうにする
のですが。

——そういう点で社会党の存在意義を認
め、評価するということですね。

——もう大評価です（笑）。大変評価
します。先生がおっしゃったとおり、
非武装中立という

言葉の中には、まさに戦争には絶対に関わらないという形での国民の結集力はあったと思うんですけどね。

石橋政嗣著『非武装中立論』をめぐる

——今日は前田先生、貴重なお話、本当にありがとうございます。非武装中立論を動的に捉えるという観点で、『世界』の論文からも非常に受け取れました。石橋委員長が中曽根首相と論戦をした当時、ちょうど私も学生で、懐かしく思います。「社会新書」（日本社会党中央本部機関紙局）のなかの『非武装中立論』。私がこれを買ったときには刷数が15刷までありました。私が大学に入ったばかりのころに買ったのですが、1点、質問と申しますのは、この著作自体、初刷が出たのは1980年のことであり、自民党との論戦はもちろん、党内でもいろいろ話題を引き起こし、先ほど先生が言われたように法的存在論に切り替えざるを得なくなる。そのようになっていくのは1984年前後かと思っていますが、若干タイムラグがあるように思われます。私が買った時点では「日本の平和をどう守るか。政府・自民党との大論争の注目の書」と書いてありまして、「社会党石橋委員長の平和保障への提言」とあります。これは15刷になったからそうなんですね。

1刷目にこれが出たときと若干タイムラグがあるのですが、『非武装中立論』という書物が最初80年に出た時点では、この本自体について、内容的には党内でどうこうということはありませんでした。むしろ石橋委員長と中曽根首相の論戦の中でそれへの題材として石橋委員長のこの本が注目されるに及んで、逆にこの本がよく吟味されるようになったのか。そのタイムラグのところも含めて先生ご存じのところがあれば、一言二言お願いいたします。

前田 80年という時点は、私は社会新報と

離れておりましたので、どういう党内の反応があったのか実感としてはありません。当時、石橋さんのその本はもちろん読みましたが、結局、66年の「石橋構想」をもう一度繰り返している。彼がまだそこを頑張っているというか、自衛隊を再編・縮小していくための4つのプロセスですね。政権の安定度、世論の支持、自衛隊の掌握度、中立外交の進展度。この4つの条件の中での自衛隊縮減という主張は非常に説得力があるし、納得のいくことです。自衛隊をいきなり廃絶しようというようなことではない。政権に向けた真剣な意欲のようなものを感じます。ただ、それは66年に「石橋構想」として提起しているので、そこからあまり進展していない。石橋さん、もっと前に進んでほしいのに、非武装中立をもっと内実化するような説明がないまま、結びの部分で唐突にまた非武装中立という言葉が出て終わってしまう。

もし80年の時点で「石橋構想」から一步前に出てさらに進んでいたとすれば、84年の中曽根さんとの論争はもっとすごいものになったと思うんですけど。申した通り、決して石橋さんの負けとは思わないけど、しかし見出しを書くとしたら、中曽根さんの「降伏主義」に対抗する言葉を石橋さんは発していない。そういう意味で多くの方は「中曽根の勝ち」と……。勝ち負けをつけることにどれほど意味があるかわかりませんが、石橋さんが66年のところで足踏みしているような印象を持ちます。

——憲法安全保障政策、特に非武装中立論について、例えば派閥ごとに考え方が違ったりしたことはあったのですか。

前田 ありました。それはもう当然。

——だから、前田先生が言うように、中でちゃんと議論ができなかったというのが致命的になって。3分の1でいい、もともと政権をとらないでいいと思ったんじゃないかという厳しい

言い方があります。結果的にはそうなっているのだけど、党として努力は絶えずしたと思うんです。

——いくら何でもはじめからそう思っていたわけじゃないでしょうから。

——そのために、いま前田先生が言うように……。これは私の記憶がはっきりしていないけど、「石橋構想」の最初は「明日への期待」ということの中にあっただと思います。

前田 「石橋構想」は66年です。62年が「江田ビジョン」です。

——その当時、「明日への期待」というのがあって、前田先生が言われたように、自衛隊を縮小するんだ、それで国民の支持を仰いで政権をとっていこう。「江田ビジョン」の外交、防衛のところの具体化だったと思います。当時の横路節雄、元北海道知事で衆議院議員の横路孝弘さんのお父さんですが、その方が政審会長のときに、政権戦略みたいなことで「明日への期待」というのをまとめ上げたんです。その中に石橋さんの自衛隊縮小があるわけです。

そういうものが具体化しなかったのは、政権をとったときに自衛隊をどうするか、国防の問題をどうするかというのが最後まで決断できなかったからではないか。これは私の意見です。大会だとか、いろいろな個別の政策では、前田先生も先ほど紹介されたように、自衛隊を合憲でいったん受け入れろというようなことも党内でかなり議論しているんです。ところが、最後に大会あるいは党の機関決定のところになると、言葉は悪いですが、玉虫色のところで切っちゃう。

——逃げてしまうんですね。

——そこでは一致するんですけども、その解釈は、大ざっぱに言えば二通りある。そういうことが党内だったと思うんです。それで村山富市政権になったときに、政権をとったもので

から「さあ、どうする」ということを問われたときに、いま言った、いったん受け入れるんじゃないかと。

大ざっぱに言うと、そういう一つの流れだったと思うんですね。だから、党内でも硬軟いろいろありますから一概には言えないのですが、通称左と言われている考え方と右と言われる考え方が最後まで合わなかった。それが社会党の歴史ではなかったかと思えます。村山内閣のときに初めて合ったんです。それが一致せざるを得なくなったから合ったのだけれど、いま思えば、そのときはもう遅かったということになるのでしょうか。党がそれで衰退したのかどうかというと、そういう議論もありますし、私はそうじゃなかったという立場です。何も村山政権があって基本政策を展開したから党が衰退したということでは必ずしもないと思っているんです。要因の一つにはあるとしても、一つの社会党・総評ブロックというか、ずっとあった社会党の支持基盤、組織。そっちのほうが大きかったと思います。ちょっと口を挟みましたが、そういうことです。

——非武装中立の問題という立て方で、一つは非武装中立の理念というのが党是だと言われる。社会党のときには、これは党の基本政策だと。党是というふうに言うのは、あるいはそれを強調しているのは、どちらかというと左側です。なぜかということ、さっきも出ましたが、社会主義協会の動向は別にして、当時から言うと、やはり協会からも高沢寅男編著『今こそ非武装・中立を』（十月社、1980年）という本が出ています。それはなぜかという根拠付けは、「平和四原則」の具体化を政策的に分かるようにしたのが非武装中立論です。だから、非武装中立論というのは「平和四原則」です。しかし、「平和四原則」は闘いのスローガンなんです。政権をとるスローガンではない。

闘いのスローガンを、政権をとったらどうしますかということはいかに言います。労働時間を8時間にしましょうとか。そういう個別的なことは言いますが、理念に関することは言うべき筋合いのものではなく、合っているのかどうかというような点ではやはり未成熟です。

それから、安全保障と自衛隊、安保の問題との関係で言うと、どうしても憲法をどう評価するかという、憲法論との裏表で論じるわけです。憲法に対する認識の解釈がどうかということ、安全保障政策という生きた生の保障政策というのは、憲法学者が市場価格について論じられるかというぐらいの違いがあるんじゃないかと思います。憲法についてはいろいろあります。解釈論的に自衛力を認めるのか認めないのかというのが、戦前にありました。だけど社会党が護憲の党と言われるのだったら、決めていけないといけません。先ほど言われたように反戦平和ですよね。反戦平和で護憲と言っている。

したがって、安全保障政策とかになると、左のほうは非常に微妙です。だって違うわけです。当時、中国の立場に立って解釈するのか、ソ連的な解釈をするのかによって分かれるんです。核の問題でも分かれたでしょ。ソ連の核実験を賛成と言うのと反対と言うのがあるわけです。しかし、平和、安全保障政策としては、NATO反対と同じように安保反対で一致するんです。したがって、自衛隊の問題でも、政策論的にはあまり無理したようなものはしないです。だって、政権をとったら翌日、自衛隊を全部クビにするなんていう政策を出すわけないでしょう(笑)。

—だから政権がとれないんですよ。

—政権をとるとということの意味がちよっと違うんじゃないでしょうか。70年、もっと言えば冷戦構造ということではっきりしなければいけないと思いますが、その前段で言うと、左

のほうは政権をとるということが目標じゃないんです。政権をとるのは議会においてで多数を占めるということです。多数の議員を取らなければ政権をとることにならない。最高158人です(事後入党を含めると、1958年第28回衆議院議員総選挙の166が最多)。共産党を入れれば別です。でも共産党は一応、政権共闘から外していますから。そこで問題になり、政策共闘という、選挙共闘、大衆運動における共闘というのがやはり違ってきている。私も覚えているのですが、先ほど言われた1968年の「佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争」。当初は佐世保に社共と一緒にいるんです。だけど政権というのはパッと違うわけです。そういう意味合いでは、政権というのを党内の政策的に理詰めとしてやろうとするのか、もっと広範な、私が言いましたのは護憲、民主、中立、そういう国民的な基盤の上に立つ議席なのか、ただ議会に立つのがいいのか。そのようなことを詰め切っていないんです。

政権との関係を言いますと、前田さんがいみじくも言われたけど、政党は何のために存在するのかということからすれば、賞味期限というのはあるんじゃないかと思うんです。例えば冷戦構造が崩壊した。ここである意味、一つの賞味期限が切れるのではないだろうか。国民のための政党になるわけです。永遠に続く党というのは、宗教は別として、又的にはあるかもしれないけど、やはり(賞味期限は)あるんじゃないかというふうに思わざるを得ないんです。

そうなってくると、大変恐縮ですが、社会党というのは社会党じゃない。やはり社会党・総評ブロックなんです。運動論でも実体論でも全て、社会党・総評ブロックとしてやってきているわけです。だから、労働組合がもう社会党を支持しない、支持基盤でなくなったから社会党は賞味期限が切れます。現実に切れている。事

実として判断すれば、そういうことが言えるのではないだろうか。だから、政権を軸に考えるのか、憲法解釈論を軸に考えるのか。そういうことを一体的にやる以外に論じられないのではないだろうか。私たちはそういうふうに乗ってきたんです。

——防衛政策は私は全然関知していませんが、いつも感じるのは、現実政治と、それから理念がある。我々は理念と思っていますが、現実には3分の1の180人以上候補者を立てないから政権をとる意思がないのだというふうにはいえないのではないのでしょうか。つまり短期じゃないんです。我々が考えたのはかなり長期で、10年、20年、ないしは30年、40年で考えている。そういう意味で政権をとる意思があるわけです。今の現実で候補者を立てる、ないしは多数立てれば複数選挙区ですから、乱立で落ちるわけです。だから、そういうことを考えてやっている。着実に前進していくということを常に追求はしますよね。だからといって、政権をとる意思がない政党だという断定は、これはちょっと難しいと思っています。

それから、先ほどの『非武装中立論』の本は、ちょうど私が機関紙局にいてやっていたものですが、社会党の政策をどうこうというよりは、やはり出版局の本を売るという商売上の問題です。石橋前書記長に非武装中立について書いてもらおうと。もちろん、我々としては先ほど彼が言ったように非武装中立を非常に重視していますから、我々左派的立場で言ってもこれはぜひ打ち出したい。そういうことで石橋さんに話を持って行って、出したという経過があります。『違憲合法論』も『月刊社会党』で私が企画し、憲法学者の小林直樹さんと石橋さんで対談してもらったんですよね。

——仕掛け人だった。

——石橋さんとしてはもうけ物というか、小

林さんと話をしたら偶然、何となくいいヒントをもらったという格好で打ち出した。だから、政審とか何かで討議をした上で物事を全部対応しないと、個人的にその時その時で対応して、機関誌紙で言えば売っていた本を出すとか、そのような対応はやはり政党として弱さがあったのだらうと思います。

——やはり組織的に、政策的力量を総合して練り上げていく形になっていなかったということですね。

——ほとんど個人的作業ということですよ。

日米安保体制をめぐる

——中立の問題との関連では、日米安保体制をどう捉えるかという問題もあったと思うんですよ。1960年に改定されているいろいろ変化していくわけですが、その変化に応じて、社会党の日米安保体制に対する政策的展開というようなことは何かあったのですか。60年のときとずっと変わらないのですか。

前田 あそこで民社党（1960年結成、1994年解散）が……。

——「駐留なき安保」というのを出したでしょう。社会党はそのようなことは考えなかったんですか。

前田 「駐留なき安保」は、安保党特別委員会の中で主に民社党が議論しました。社会党からもその可能性を岸信介首相に追及した質問があります。たしか石橋さんだったと思います。でも、それは提案したとか、これだったら支持するというような論脈ではなく、第6条「基地の許与」は「常時駐留」以外にありえないのかどうか、という議論でした。興味深いのは、岸首相も林修三内閣法制局長官も、条約解釈として「有事駐留」を否定していないことです。第6条で基地を提供しなくとも、第5条「共同防衛」は成り立つと答弁しています。つまり「有

事駐留」もありうる。ただ現実の情勢のもとでは「常時駐留」がふさわしいというのです。鳩山由紀夫さんの民主党も、この経緯をもっと勉強して「駐留なき安保」のマニフェストをつくっていれば、あんなぶざまな失敗はしなかったかもしれない。

—それは60年の安保国会の中での議論ですね。

前田 はい、出ていますね。

—民社党が「駐留なき安保」と言ったのは70年に入ってからじゃなかったですか。

前田 議論としては、60年の安保特別委員会の中でもありました。

—そういう議論はあった。

前田 ええ、主に民社党がそれをしています。その後、社会党は安保解釈に関して変わるということはなかったと思います。論戦を通じであれだけ言質を取ったわけですから。「極東の範囲」「事前協議」「集団的自衛権不行使」「核持ち込み」…。本当にすごい。またレベルも高いです。いま読むにも堪えるような論戦をやっています。自民党は強行採決でしかあれを突破できなかったのも無理ないなと思います。

—論理的にもう対抗できなくなるところまで追い詰められる形で強行突破したということですか。

前田 ですね。あれ以上はもう持ちこたえられない。安保特別委員会を35回、153時間やっていますから、今の標準でいっても十分審議は尽くされたという言い訳は立ちます。自民党の内情から言えば、あれ以上持ちこたえられないので強行採決したということになるんじゃないですか。安保条文に関しては、ありとあらゆるものがやられています。ただ、強行採決されたせいで「日米地位協定」の逐条審議ができなかった。その付けを「思いやり予算」や「辺野古基地新設」などで支払わされている。

それと、安保特別委員会は、審議開始の前に公聴会をやったんです。非常に面白いことをやった。これから審議する条約批准案を、国会が修正することは可か否かということ、自民党推薦と社会党推薦の国際法学者がやりました。つまり、安保条約（案）を国会で修正しようという動きを社会党は示したんですね。この辺り、詳しく調べていませんが、冒頭にそういう公聴会が開かれたというのは異例です。条約修正の可否をめぐる公聴会を開いて、社会党推薦の法学者は「国会が修正できる」という理論を展開しているんですね。これも大変面白い理論の組み立てです。

ですから、60年安保が6月23日に効力を発生して以降、社会党の安保条約についての見方はそんなに変わってない。「土井提言」のときに、安保条約は「当面維持」して、やがて「友好条約」に変えていくと変わりますが、安保破棄というのは、冷戦崩壊前後まで一貫していた。共産党も同じように「破棄」から「終了通告」になる。通告も破棄の一つの形態ですが。社会党の場合、村山さんになって唐突に「安保堅持」になる。『村山富市回顧録』（岩波書店、2012年）によると、あれは原稿には「安保維持」と書いてあったのを、村山さんが緊張のあまり読み誤って「安保堅持」になった。「維持と書いてあったのを間違えて読んでしまった」と書いています。

—ニュアンスがちょっと強くなりますね。

前田 強くなります。

—先ほど前田さんは60年安保闘争の意義の中で、特に院内闘争が非常に重要だったというお話をされていますが、この意味は、冷戦を背景に日米安保条約の改正の効力をすごく限定する方向に機能したわけですか。自衛隊とか米軍は、極東のすごく狭い範囲でしか行動をしてはいけないとか、非核三原則とか武器輸出三原則

のような形でできるだけ日米安保体制の影響力を制限するとか、そういうことをある意味では見事に達成させたわけです。言質を取って。だから、社会党は、先ほど言ったように冷戦体制の中で日本の国をできるだけ冷戦体制に関わらないような形に置くという役割を、見事に果たしたというふうに僕は思うんです。そのことによって池田勇人政権が「経済だぜ」と言える状況をつくったわけです。

——それは後読みということでしょうね。

——後読みなんですけど、現実はそうだった。だから社会党は手も足も出ないんです。つまり、自分たちのやったことが体制化したからという側面はございませんか。

前田 だから岸は退陣しなければならなかったし、したがって「岸改憲」は幻と消えたわけです。いま孫に移っていますが、岸の後継者は安保・自衛隊、改憲路線はもう深追いしない。今度は経済だ。安倍晋三さんもアベノミクスで所得倍増とかいっています。これも面白い歴史の繰り返しだと思います。「安保改定」で国民の政府不信が高まると「経済成長」を持ち出してくる。池田さんは、「所得倍増論」で戦略的な局面転換やって見事に成功した。逆説的にいえば、社会党が成功させた。なぜならば、社会党は、自民党が放棄した「改憲路線」を深追いして「まだあるぞ」と“狼少年的”に振る舞いつづけたからです。「江田ビジョン」という新しい旗印があったにもかかわらず。

「60年安保」と「安倍集团的自衛権安保」のどちらにも「東京オリンピック」がかさなる（1964年と2020年）というのも、また不思議な偶然の一致です（笑）。だから、少し歴史を読んで、悪しき教訓として60年安保を振り返ったほうがいい。左翼の再結集とかりベラル勢力の再編というようなことがあと7年の間にできるかどうか。64年オリンピックのときには

見事負けただけ、今度のオリンピックまでには「勝とうよ」と（笑）。

社会党は「賞味期限付き政党」として終わったと思ってもいいわけだけど、左翼が終わる必要は全然ないわけです。別の形の左翼が出てくればいいわけで、社会党がなくなって左翼がなくなるというのは最悪です。今そのようになりつつあるから最悪なわけで、社会党がなくなった後どんな左翼をつくるか。それにもう少し熱意を燃やす必要があるんじゃないでしょうか。そこで非武装中立にどういう位置を与えられるかということ論じたほうが建設的であろうと思います。

——ここは社会党とは何であったかということをお話しているから、まずそこを……。

社会党と政権獲得再考

——一つ、議論のなかで事実誤認があるのですが、社会党が総議席の過半数の立候補者を一度も立てたことがないというのは間違いで、1946、47年と、55（左社・右社合わせ）、58年の総選挙までは過半数を立てています。（1965年までは参院選挙においても、改選議席の過半数の候補者を立てている。）

ですから、1960年11月の総選挙以降、衆院では立てようと思っても立てられなくなったと思うんです。人が集まらなくなったということです。それを機会に組織が硬直化してきた、というふうに私は見ているんです。それと60年代の非武装中立政策を60年代、70年代ずっと社会党が続けたのは、民社党の低迷は非常に影響があったと見ています。政策を現実化させた民社党は結党時の勢力を最後まで超えなかったわけです。結党したときに議席が最も多い。ということは、政策を現実化させるとあななるぞという反面教師になったのではないかと思っています。それが左傾化に拍車をかけたというか。

いい面か悪い面か分からないですけど。

——民社党がまさに現実化して政権をとれると言って出たのだけれども、低迷した。それはなぜですか。

——民社と関連するのですが、日本社会党は1960年代から70年代、国際組織であれば社会主義インターだったんですよ。社会主義インターと関わりを持ったのは、それこそ民社だった。安全保障の問題についても、1970年代にはもう蠟山政道氏（1895～1980年、元東大教授等）とか、中村菊男氏（1919～77年、元慶大教授）とか、関嘉彦氏（1912～2006年、東京都立大学名誉教授）とか、いわゆる民社のイデオログの人たちが安保肯定論を唱えて、集团的自衛権も合憲だということを言ったわけです。社会党はそれに対するアンチテーゼで。

当時の社会主義インターのことになる、社会主義インターは冷戦構造があり、ソ連との対抗上、安全保障は強くなければならないという考え方があったから、社会党よりは民社のほうと手を組んでいたわけです。だから「江田ビジョン」と「石橋構想」が、本当にSPDと比較できるような、社会主義インターに通用できるようなものとして安全保障の問題に対抗できたのか。そういう問題がやはりあると思うんです。社会主義インターと社会党との関わりでそこは重要だったと思いますが、先生はどのように考えますか。

前田 社会主義インターとの関わりというのは、私はまったく無知で知りませんが、たとえば西ドイツの安全保障政策をつくったエゴン・バル、オスカー・ラフォンテーヌというような人たち、あるいはパルメ委員会（国連の「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会」。委員長はスウェーデンのオロフ・バルメ）、彼らは社会民主主義者です。社会主義インターとの関係がどうなっているのか私は知りませんが、そ

れらに照らしても「江田ビジョン」「石橋構想」とともに、未来に投げかける光としては立派に通用するものだったと思います。

ヨーロッパの社民は、政権をとると「共通の安全保障」をやって、EUの「共通の外交・安全保障政策」として政策にしています。だから、フランスとドイツは「合同旅団」という共同の軍隊まで持っているんですよ。共同で軍隊を運用している。大使館の館員は普通に多国籍の人です。そういうところまでちゃんと理論家たちが政策化し、それを政党人と共有し、政策に結実させている。だからSPDは、W.ブランド、H.シュミット、G.シュレーダー政権、その間にH.コールなど保守政権（1982～98）を挟みますが、3人首相を出していますよね。日本社会党の場合、そういう知的能力の結集、政策形成努力が決定的に欠けていた。光を投げた人はいたけど、それを受け止める人もいなかったし、それをさらに精緻にする党外の理論家も欠けていた。もちろん、「期限付き政党論」でいえば、全部それでくくってしまえるわけで、「それでいいのだ」という大団円によって全部納得できますが、私はもったいなかったなと思います。まだ未練があるから新しい左翼に期待していませんけど。

——すごく重要なのは、ドイツの場合、SPDも含めて西ドイツは反ソ連側に立ったわけですよ。社会主義インターはまさに反ソ連側の労働運動として存在した。日本の場合、民社は反ソ派になったのだけれども、日本の左翼は中立という形で、実はそれに加担していない。コミットしない。あるいは反対したわけです。そうすると、SPDと日本の社会党とを比べることの前提条件が違ってきているから、かなり考え直さないといけない。

——社会党は、世界の社会民主主義政党の中でも極めて独特のものであると清水慎三さんが

言っています。

——独特か独特でないかという問題も、もちろんあるのだけど……。

——いま言われたような文脈で、SPDとかなり違っている。ソ連との対応関係では大きく違うということは言えるんです。

——安保とか軍事政策について決定的に違うということですよ。NATOというのはまさに反ソです。しかし、日本の場合、中立というときの名前は反ソではないということです。この違いの持つ意味は、もしSPDと同じにやるというのだったら、日本の社会党もドイツSPDのように反ソの立場に立ってやれば政権にも早くつけたと思うんです。そうすると、何がどうなるかという問題こそが問われるから、そこは非常にリアルな問題として議論しなければいけないと思う。

前田 NATOが反ソであるのと同じ程度に安保も反ソ。

——そうです。日本社会党が安保反対でしょう。安保廃棄でしょ。ところが、たぶんSPDはNATOをも廃棄していない。我々はNATOとアイデンティファイするということでしょう。その違いが決定的なものではないかと思うんですね。

前田 その通りです。でも冷戦期から、冷戦後を見据えた、つまり「NATO後」に向けた政策が練られていた事実も見すごせないと思います。たとえば西ドイツのW. ブラントは首相就任の翌1970年、ポーランドに行って「ワルシャワ蜂起記念碑」にひざまずくという象徴的行動によって和解の道を開く。反共の立場に立ちながらも共産圏との「東方外交」を推進する努力があった。ヨーロッパ社民はけっしてNATO体制の上に寝そべっていたのではない。超える努力がつねになされていた。SPDの理論的支柱オスカー・ラフォンテーヌの著作を読むとよく

わかります。

——そうですね。

前田 それから、冷戦後は決定的に違いますね。NATOは形骸化し、WIN-WIN型安全保障、「共通の外交・安全保障政策」が正面に出てくる。だから、イラク戦争にフランスが拒否権発動を表明する。それは西ドイツがサポートしたからフランスが拒否権のカードを見せて、結局、イラク戦争は米・英主導の「大義のない戦争」になった。ラムズフェルド米国防長官は「古いヨーロッパ」と毒づいたけれど、見事に変身してきた。一方、冷戦＝安保体制を一貫して批判してきた日本社会党のほうは“凱旋將軍”でなく、消滅の危機にあえぐ、これも歴史の皮肉です。

——ただ、その場合も日本が、安保条約を肯定して入って、そして政権をとって、その中で今のようなことはできると思うんです。ところが、政権に参加しない。安保そのものに反対していると、現実として政権に参加できないわけです。そうすると、いま言ったブラントのようなダイナミックな展開はできないということになる。

前田 その通りです。でも「江田ビジョン」「石橋構想」は、まさにブラントのような道を模索した、それに一石を投じたというのが私の理解です。しかし、それは党内によって黙殺、無視された。江田さんは追放された。それは社会党にとって極めて残念なことであったと思います。

——残念だけれども、その場合に安保は破棄だという前提条件自体の出発点が、その転換を不可能にさせているということもあり得る。

前田 でも土井さんのときにチラリと、そして村山さんは公然とそれを堅持すると言ったわけですから、それを60年代にやっていれば、もっと……。

「江田ビジョン」「石橋構想」は少なくともそ

の契機を示したわけですから、決してなかったわけじゃない。なかったのだったらない物ねだりで後読みでということだけど、あったわけです。だから、江田さんの提起も石橋さんの提起もそこから進んでいけばあと一歩で、「安保廃棄」じゃなくて「当面維持」、不平等解消、たとえば日米地位協定改定から始めるということができた。土井さんが89年にそれをいう以前、60年代にいえははずです。そうすると「70年安保闘争」という固定期限内に当たる最初の10年間、つまり70年代の持つ意味は少し変わってきた可能性がある。その意味で「江田ビジョン」と「石橋構想」が惜しまれてならない。

——なるほど。一つの可能性としては、今とは違った形になる可能性があったということですね。

前田 あり得たと思います。

——一つ自民党のことを皆さんに教えていただきたいのですが、自民党というのは何であるに自衛力、自民の言葉で言えば防衛力増強に積極的なのでしょうか。その推進力は何なのでしょう。財界の圧力か、アメリカの圧力か。

——今までの議論からすれば、とにかく安保条約の効力を極小化する。それから9条の解釈にしても、できるだけ狭めるということやってきたわけです。保守は一部それを認めて政策化した。それで極東の範囲、あるいは非核三原則、武器輸出三原則、そして自衛のための必要最小限度の防衛力構想となったのですが、今それが全部、吹っ飛ばされようとしている。なぜ今なのか。これがやはり一つあるわけです。それは先ほどの議論からすれば、例えば戦争体験の問題、あるいは東西冷戦という国際的な関係が変わった。

もう一つ言えば、社会党がなくなって社会民主党に変わってしまった。あるいは今まで言わなかったテロの問題が、対テロ戦争というよう

なことが言われるようになった。しかし、今ですよね。特に安倍さんという首相が登場してから急速にそれが表面化して、具体的にチョイスされようとしている。なぜですか。

前田 これは難問ですね。

近年の政治的争点をめぐって

——僕は安倍さんの妄想と言っているんだけど、しかしそれだけなのか。前から言われているのはたぶん、日本の企業は多国籍化して、軍事的プレゼンスを高めることが企業の利益になる。あるいは、軍産複合体というようなことでもって軍需産業が。しかし、軍需産業にしたって、日本は三菱重工があるかもしれないけど、それほど大きな規模じゃないし、利益が大きくなるというわけでもない。つまり、経済構造全体を軍需化することによるメリットは少ないわけですよね。それから、多国籍企業化することで軍需的なプレゼンスを必要とするという要請もそれほどあるように見えない。

対テロ戦争で言えば、小泉純一郎政権から第1次安倍内閣のときには確かに要請があったわけですよ。ショー・ザ・フラッグだとか、フット・オン・ザ・グラウンドだとか、もう出てこいと。今はしかし、そういう具体的な要請があるわけではない。それどころか、小野寺（前）防衛大臣は「尖閣問題であまり派手なことを言って中国を刺激しないでくれ」と言う。どちらかという、抑えている側ですよ。にもかかわらず、なぜ安倍さんはこんなに執念を燃やして、今までの枠を全部取っ払って軍事増強、防衛力増強、あるいは日米同盟の強化に進もうとしているのか。なぜですか。

前田 なぜですかね（笑）。安倍さんに来てもらうのが一番いい感じがしますが、さっきいったように自民党の中には、「普通の国」になりたいという、憲法否定のトラウマみたいなも

のがあるんです。「1条から8条を入れるために渋々、屈辱的に9条を引き受けた。いつかこれを戻したい」。「普通の国」論はそういうことです。小沢さんもいい、いま石破さんなども盛んにそう主張します。安倍さんもまた同じような思いをしている。これらの人に共通するのは、小沢さんはちょっと早いのですが、世代論からいって、ともかく安倍さんも石破さんも完全に“戦無の時代”の政治家であるということだろうと思います。とくに安倍さんの場合は、岸さんの思いが乗り移っているようなところがあるのかもしれない。

それまでの流れ、つまり安保が集団的自衛権化していく流れを年代的にたどっていくと、91年にソ連が崩壊し、ソ連を仮想敵としてきた安保の共通の目標がそこで終わる。つまり安保はもう歴史的使命を終えたという意味を持つような出来事があって、この辺りから安保をどのように作り直すかということになります。

「安保再定義」とアメリカが言い、外務省は「安保再解釈」と言いましたが、普通、「安保再定義」と言われます。95年に「ナイ・レポート（東アジア太平洋安全保障戦略）」ができ、96年に橋本龍太郎首相、クリントン米大統領の「アジア・太平洋共同宣言（日米安全保障共同宣言）」が出されます。この文章は大変興味深いことに、安保条約に4カ所出てくる「極東」という言葉が一切出てこずに全部、「アジア・太平洋」という言葉に替えられていることです。まさにアメリカの言う再定義、冷戦後における安保の再定義を96年の橋本・クリントン共同宣言が物語っている。以後ずっといわれている「集団的自衛権の行使」と、いま安倍さんがやっていることのルーツは、ここから新たに出てきています。もともと60年安保では、「極東の範囲」をめぐるギリギリした、すさまじい論戦でした。有権解釈では社会党が勝った。

——今や「地球の裏側」ですから（笑）。

前田 そうです。

——「極東の範囲」どころの話じゃない。

前田 その「安保共同宣言」が出て「極東範囲」の縛りから逃れてしまった。「アジア・太平洋」になったわけです。それが出て、翌年の97年に新ガイドラインが出る。ここから始まった安保の新しい流れの中を安倍さんが最先端で来ているわけですが、この中で、例えば99年に「周辺事態法」という法律ができたし、小泉さんの時代には「有事法制」ができました。

——国民保護法が。

前田 国民保護法が最後になりましたが、「武力攻撃事態法」など、2004年までに10法できました。「集団的自衛権」行使容認が表面化するのには「9・11」後におけるアメリカのイニシアチブですが、そういう中で冷戦後の安保の構造ができていき、それと同時並行するように社会党、社民党の衰退が進行する。しかも、これらの転機は国会でもほとんど議論にならないんです。でも90年代以降、予算委員会の論戦で安保、自衛隊問題はほとんど出てこないんです。予算委員会は花形委員会で、総括質問の野党の質問者は書記長。取り上げられる議題は大體安保、防衛問題というのが通例でした。70年代はずっとそうでした。それが福祉、環境問題になる。それでも2番手か3番手ぐらいに安保、防衛、自衛隊が出てきたのですが、80年代を過ぎるとそれがほとんど出てこなくなった。これもまた国会の論戦における世代交代とか、問題意識の変化のようなところでしょう。

本筋に戻れば、安保が冷戦後にそのように変容していく。世代も交代していく。社会党、社民党が衰退していく。そういう中で集団的自衛権を公然と標榜するような環境が整えられていく。安倍さんが踊っているのはそういう舞台で

す。

—なるほど。確かに。

前田 個性もちろんあるけど、非常に踊りやすい舞台装置が小泉さんのところで完全にできていたと思います。「新ガイドライン」(97年)、「共通の戦略目標、役割・任務・能力の共有」(03年～)という日米合意みたいな流れで、日米安保は、実体基盤として集团的自衛権を持つようなものになっていったんです。それ以降は安倍さんの個性なり何かあるのでしょうか、非常にやりやすい舞台装置がすでにできていたということと言えます。

—自民党もだいぶ変質していたということですか。

前田 そうですね。自民党でリベラルだとかハト派だとか、うるさい人がもういなくなりました。派としていなくなった。

—それとやはり中曽根派が肥大化したわけですね。中曽根、森、小泉、安倍。ずっと中曽根垂流じゃないですか。だから、保守傍流がいつの間にか自民党内では本流になってしまった。

(完)

法政大学大原社会問題研究所叢書

法政大学大原社会問題研究所／菅 富美枝 編著

成年後見制度の新たなグランド・デザイン

人びとが保護の対象から自身の権利を行使する主体となるための支援とは何か。ケア、介護、消費、福祉など、さまざまな現場と世界の最新状況から、成年後見制度を再構築する。 5700円

法政大学大原社会問題研究所／原 伸子 編著

福祉国家と家族

一九八〇年代以降に福祉国家が縮減する過程とグローバル化の下で家族政策が主流となっていく文脈を、米・英・独・スウェーデン・日本などの歴史的な事例を通して比較検証する。 4500円

本田宏、堀江孝司 編著

脱原発の比較政治学

チェルノブイリや福島事故をうけて、世界各国はどのような選択をしているのか。原発事故が投げかける問題を民主主義への挑戦ととらえ、政治学的な視点から応えようとする。 2700円

ウルリッヒ・ベック 著

世界内政のニュース

福島原発事故、ユーロ危機、オーストル街占拠、テロ……。日々起こる世界的な重大事件を読み解き、いまここにある危機から未来の可能性を探る。 川端健嗣、S・メルテンス 訳：2800円

ミリアム・グラックスマン 著

「労働」の社会分析

織工として定収入を得る人から、その家事を代行する人まで、戦間期の英国で女性の働き方は多様化した。理論と実証研究の統合を目指すオーラル・ヒストリー。 木本喜美子 監訳：3400円

法政大学出版局

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-3 TEL 03-5214-5540/FAX 03-5214-5542

http://www.h-up.com/ ※表示価格は税別です